

# 長尾光明さんの労災補償請求(多発性骨髄腫)の

## 早期認定を求める要望書

厚生労働大臣 坂口 力 様

原発・核燃料サイクルは日々被曝労働者に放射線を被曝させ、何百人もの原発労働者の「死」とその何十倍もの労働者の「健康破壊」をもたらしています。しかし、原発労働者の被曝は切り捨てられ、労働者は放置され、被害は闇に葬られています。原発労働者についてはこれまでに白血病の5件が労災認定されているにすぎません。原発被曝労働の実態でさえもその一部が明るみに出ているにすぎません。

長尾光明さんは福島第一原発2・3号炉をはじめ、浜岡原発1・2号炉、新型転換炉ふげんなどで配管工事や現場の監督をし、4年3ヶ月間に70ミリシーベルトを被曝しました。長尾さんは、離職17年後に多発性骨髄腫を発症し、2003年1月に福島県富岡労基署に労災申請しましたが、「認定基準上には明記されていない疾患」として「りん伺」の扱いを受け、すでに半年以上が経過し、高齢と健康破壊の身で不安な日々を過ごしています。

厚生労働省はまず、労働者保護の立場に立って、長尾さんの労災申請を一刻も早く業務上と認めるべきです。白血病については既に5例が認定されています。多発性骨髄腫は白血病類縁の疾病で放射線起因性の疾病であること、長尾さんは労災の白血病基準の3倍の被曝をしていること、から長尾さんの多発性骨髄腫は業務上と認定されて当然です。

次に、長尾さんの被曝労働から労災申請までの経過を見ると改めて、労災申請を行うためにはいくつもの障壁があったことが分かります。

長尾さんが体調不良を覚えてから、多発性骨髄腫の発症・治療、労災申請に至るまでに少なくとも4つの医療機関を受診し、10年の年月が費やされました。放射線被曝労働は労働安全衛生法の有害業務に含まれていないために、被曝労働者は離職後、まず自費で健康管理をしなければなりません。これらの問題を解決するために、国は放射線被曝労働を有害業務と認め、健康管理手帳を発行し、健康診断経費の補償と放射線障害に対し適切な診断・治療の行える医療機関の充実を行うべきです。

疾病が業務上であると認定されるためには被曝記録が必要とされます。長尾さんの場合、被曝記録を手元に所持していて詳細な被曝記録が残っていたことが労災申請に踏み切る上で大きな役割を果たしました。長尾さんは離職17年後に発症しています。放射線管理手帳の保存期間を現行の5年から大幅に延長し、永久保存にする必要があります。

私たちは厚生労働省に以下のことを要望します。

### 要 望 事 項

1. 長尾光明さんの労災申請(多発性骨髄腫)を早急に業務上と認定すること
2. 全国の原発被曝労働者の健康補償を行うこと。具体的には
  - (1)放射線被曝労働を労働安全衛生法の有害業務に加えること
  - (2)健康管理手帳を交付し、国の責任で健康管理を行うこと
  - (3)放射線管理手帳を現行の5年保存から永久保存にすること
  - (4)放射線障害に対し適切な診断・治療の行える医療機関を充実させること